

環境保全

11

三重県

# 1 1 章 環境保全

## 目次

1 1 環境保全.....	11- 1
---------------	-------

## 11. 環境保全

- 1 1ヘクタール以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び次のイからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保に必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計に定められていること。
- イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
  - ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
  - ハ 予定建築物等の用途
  - ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置
- 2 高さ10メートル以上の健全な樹木または、高さが5メートルで、かつ、面積が、300m<sup>2</sup>以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園または緑地として配置する等により、当該樹木または樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。
- ただし、当該開発行為の目的及び前記1号イからニまで掲げる事項と当該樹木または樹木の集団の位置とを勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 高さが1メートルを超える切土または盛土が行われ、かつ、その切土または盛土をする土地の面積が1,000m<sup>2</sup>以上である場合には、当該切土または盛土を行う部分（道路の路面の部分その他の植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。）については表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が講ぜられていること。
- 4 駐車場を設置する場合には日陰が生じるように駐車場の車両間に中高木を植樹することが望ましい。

## 【解説】

この基準の趣旨は、その他の基準と異なり、自然環境の保護を図ることによって、良好な都市環境を確保しようとするものであるが、環境保全の態様は開発行為を行う前の開発区域の状況により大きく支配されるので、必ずしもあらゆる開発行為において、同一水準の樹木の保存または表土の保全を確保しようとするものではない。

- 1 適用最小規模を1haと定めたのは、小規模な開発行為であれば、環境保全に与える影響が比較的大きくないと判断されるからである。
- 2 保存すべき樹木の高さを10m以上と規定したのは、この高さ以上の樹木は「高木（喬木）」と称され、生育するまでに多年（例、イチョウで15年以上）を要し、一度伐採すれば復元することが容易でなく、また、高木の存する土地は植物の生育に適する土地といえるであろうから、そのまま残すことが望ましいことによる。

保存すべき樹木の集団を、「高さが5m以上の樹木の集団の規模が300m<sup>2</sup>以上」と規定したのは、高さについては10mの半分の5m（亜高木と称される。）とし、規模については、1haの3%であり、公園の最小規模と一致することになる。

- |   |   |                             |
|---|---|-----------------------------|
| 例 | { | 大高木（約20m）－イチョウ、アカマツ、カラマツ、スギ |
|   |   | 高木（約10m）－ヤナギ、月桂樹、モチノキ       |
|   |   | 亜高木（約5m）－モクレン、ツバキ、サザンカ      |

なお、「集団」とは、一団の樹木地でおおむね10m<sup>2</sup>当り樹木が1本以上の割合で存する場合を目途とする。

「健全な樹木」とは、次により判断する。

## 11. 環境保全

- (a) 枯れていないこと
- (b) 病気（松食虫、落葉病等）がないこと
- (c) 主要な枝が折れていない等樹容が優れていること

「樹木またはその集団については、その存する土地を公園または緑地として配置する等」の規定の趣旨は、必ずしも健全な樹木またはその集団に存する土地をすべて公園、緑地とするものではなく、公園、緑地の配置設計において、樹木の位置を考慮することにある。

また、公園、緑地として配置すること以外に、隣棟間空間、側道、プレイロット、コモンガーデン、緩衝帯、のり面等として活用することが考えられる。

「保存の措置」とは、保存対象樹木またはその集団をそのまま存置しておくことで、地区内での移植または植樹をさしているのではない。

保存対象樹木またはその集団の存する土地は少なくとも枝張りの垂直投影面下については、切土または盛土を行わないことが必要であろう。（図1参照）

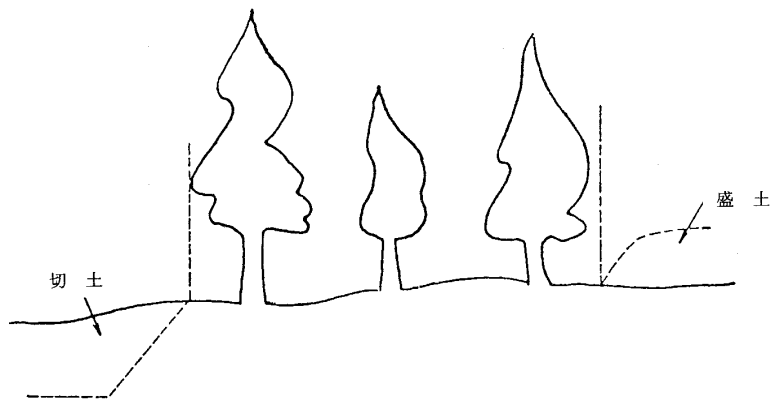


図1

ただし書では、開発行為の目的、開発区域の規模、形状、周辺の状況、土地の地形、予定建築物等の用途、敷地の規模、配置等と樹木の位置とを勘案して、「保存の措置」を行わないことができる旨を規定している。

保存対象樹木の保存措置を講じないことがやむを得ない認められるのは、次のような場合である。ただし、これらの場合でも、必要以上の樹木の伐採は避けるべきである。

- (a) 開発区域の全域にわたって保存対象樹木が存する場合

公園、緑地等として土地利用計画上で定められている土地の部分の樹木は保存措置を講じる必要があるが、それ以外の対象樹木は、保存措置を講じなくても差支えない。（図2参照）

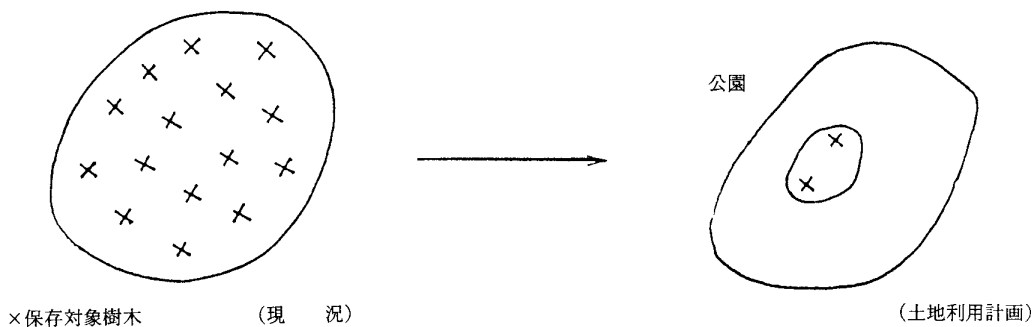


図2

- (b) 開発区域の全域ではないが、公園、緑地等の計画面積以上に保存対象樹木がある場合  
原則的に樹木の濃い土地の部分を公園、緑地等として活用し、保存措置を講じる。それ以外の樹木は、保存措置を講じなくとも差支えない。

また、土地利用計画上、公園等の位置が著しく不適となる場合（例、開発区域の周辺部で利用上不便な場合等）においても同様である。（図3参照）

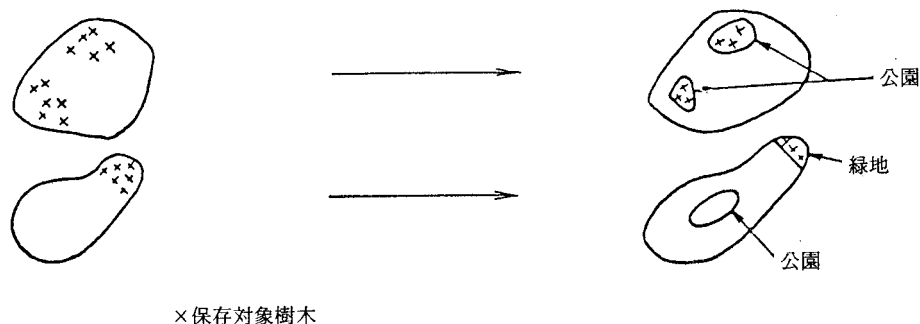


図3

- (c) 南下り斜面の宅地予定地に保存対象樹木がある場合  
南下り斜面は、一般的に宅地として利用が最も望ましい部分であり、公園等として活用できる土地が他にある場合、樹木の保存措置を講ずる公園等として活用しなくても差支えない。
- (d) その他の土地利用計画上やむを得ないと認められる場合  
自己用の開発行為では、公園、緑地の設置義務が無いため、隣棟間空地、緩衝帯、のり面等としての樹木の活用が図られるべきである。  
しかし、緩衝帯を除いて、これらは、土地利用計画上その規模等に関する基準はなく、現況図及び造成計画平面図、同断面図等により設計の適否を把握することが必要となる。  
以上のような樹木の保存の措置の例を図示すれば図4～6のとおりである。

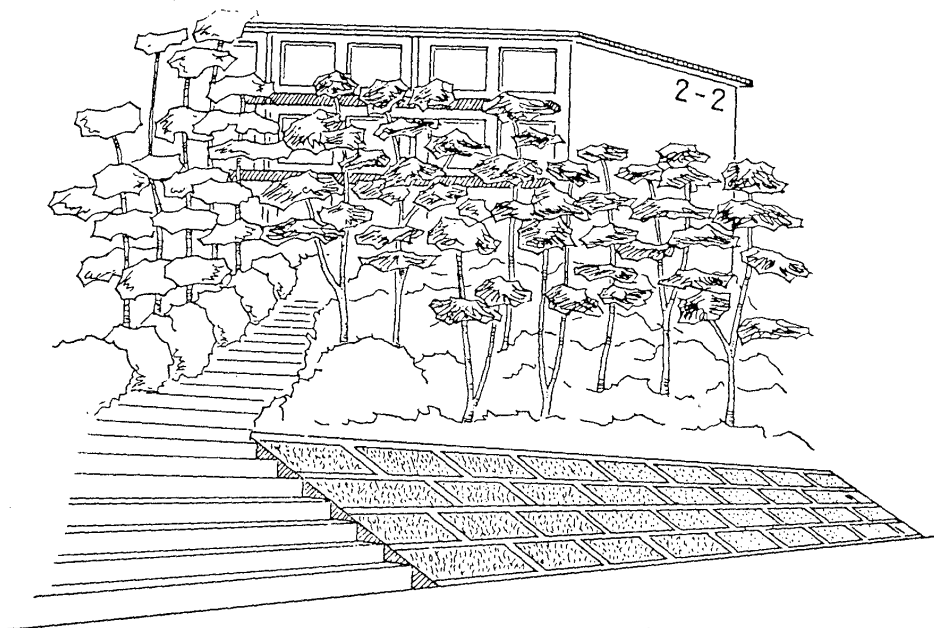


図4

## 11. 環境保全

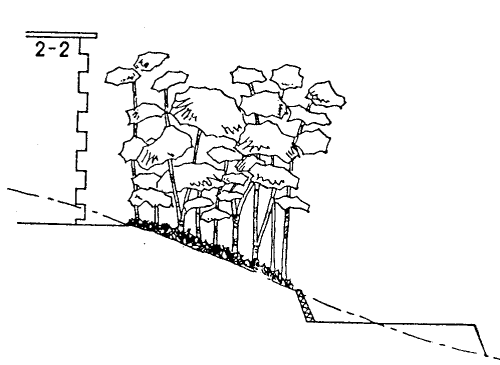


図5

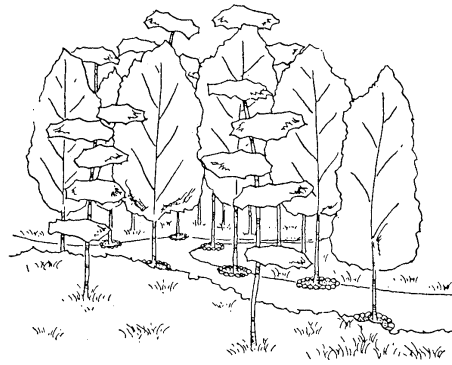


図6

3 「表土」とは、通常、植物の育成にかけがえのない有機物質を含む表層土壌のことをいう。(図7参照)

表土の厚さについては、地域により差異があり、一般的に関西地方では薄いとされている。また、同一地域でも山林部と平野部では異なるようである。従って表土の保存に関してA層のみを確保することは困難な場合があり、むしろB層にも植栽上有効な成分があることから、A層を中心とした土壌層を対象として考慮することが適当であろう。

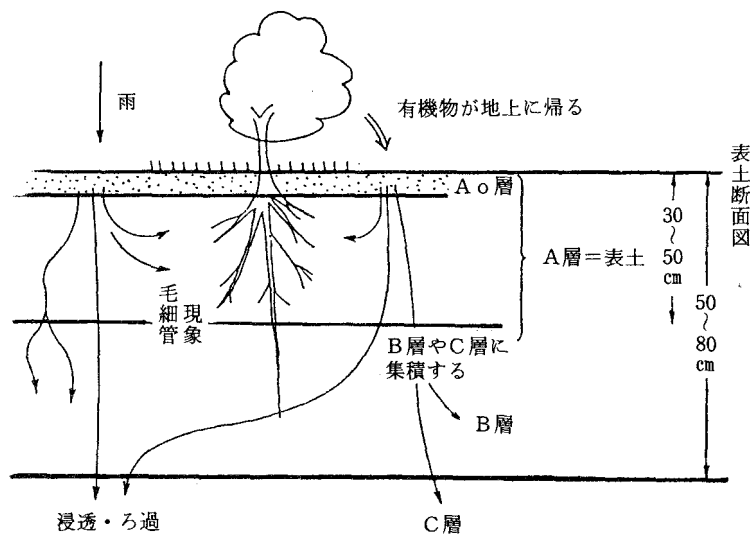


図7

- A<sub>0</sub>層（有機物層）：地表に堆積した有機物の層で、土壌の有機質の母材となるものである。
- A層（溶脱層）：下層のB層にくらべて風化の程度が進んでおり、組織は膨軟であって有機質に富み、暗色ないし黒色を呈する。多くの土壌で下層土との境がはっきりしている。植物の根は主にこの部分から養分、水分を吸収し下層土には殆ど入ってゆかない。水の通過量が多いため土壌の可溶性、無機成分、有機成分、粘土等が溶脱される層である。
- B層（集積層）：A層の下につづき、A層から溶脱された可溶性成分、粘土等が集積する部分である。
- C層（母材料）：岩石が風化していない最下層の部分である。

表土の保全措置を講じる対象として切土または盛土の高さを1 m以上としたのは、切土により植物が生育に不適當な層が露出することを防止するためであり、また、1 m以上の盛土により、従前の表土が深く埋められ、植樹の樹根が表土に到達しないからである。

次に、対象の面積として1 m以上の切土または盛土を行う部分が1,000m<sup>2</sup>以上と定めているが、これ以下では環境に対する影響が小さいと判断されるからである。面積のとり方は開発区域内で1 m以上の切土または盛土を行う部分の面積の合計を用い、必ずしも一団となっている必要はない。

表土の保全方法（その他の必要な措置を含む。）には、次のような方法がある。

- (a) 表土の復元—開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し、粗造成が終了する段階で、必要な部分に復元することをいう。厚さは20～40cm程度とする（図7参照）
- (b) 客土—開発区域外の土地の表土を採掘し、その表土を開発区域内に必要な部分に覆うことをいう。この場合、他区域の表土をはがすことになるので、原則として、地下室工事などで不要となる表土を用いること。
- (c) 土壌の改良—土壌改良剤と肥料を与え耕起することをいう。土壌改良剤には、有機質系（泥炭、パルプ、塵芥、糞尿等の加工物）、無機質系（特殊鉱物の加工物）及び合成高分子系（ウレタン等加工物）があり、地中停滞水土壤、酸素不足土壤、団結土壤等の改良に用いる。肥料には、石炭質、ケイ酸質、苦土、無機質、リン酸質等がある。また、土壌改良剤と肥料を兼ねたものもある。

(b)、(c)に掲げる措置は、表土の復元の次善の措置であり、表土の復元の措置が講じられない場合の代替措置として考えられるものである。

表土の復元または客土等の措置を講じてもおお植物の育成を確保することが困難であるような土質の場合には、その他の措置として次のような措置をあわせ講ずるものとする。

- i リッパーによる引掻き—土壌を膨軟にする。
- ii 発破使用によるフカシ（例、深さ1 m程度、ピッチ@2 m防爆幕使用等）—土壌を膨軟にする。
- iii 粘土均し—保水性の悪い土壌の改良

表土の採取については、傾斜度20度以上の急斜面等工法上困難な場合、採取対象から除いて差支えない。

盛土のみによる開発行為については、客土または土壌の改良等による措置が考えられる。

切土のみによる開発行為については、土壌改良等の措置が考えられる。

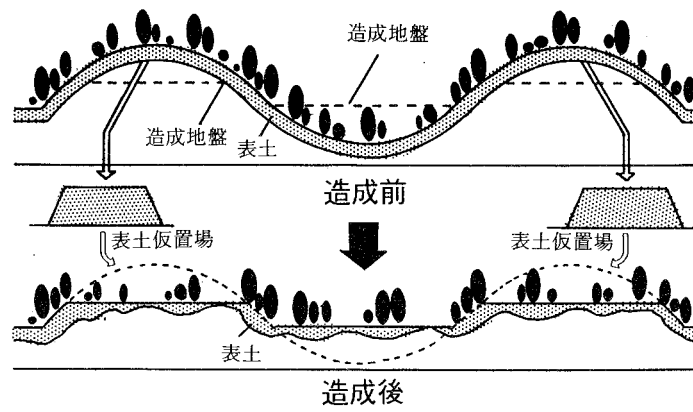
表土の保全を行う部分は、高さが1 m以上の切土または盛土を行う部分であり、植栽の可能性のないところは除外されている。

除外される部分は、道路の舗装部分、建築物の建築予定地、駐車場等である。

表土の保全を行う部分は、公園、緑地、コモンガーデン、隣棟間空地、緩衝帯（緑地帯）等である。

通常の独立住宅用地については、規模も大きくなく、住宅の建築される部分も明らかでないので、表土の保全措置は必ずしも要さない場合が多い。表土の復元を行うか否かについては採取量と復元量の均衡を図るため現況の表土の厚さ、及び採取することができる区域の面積により表土の量をおおよそ推計し、公園、緑地等への復元が確保されたうえで判断すべきである。

## 11. 環境保全



- 4 駐車場を設置する場合には夏期におけるアスファルト舗装の輻射熱による環境悪化を抑えるための日陰を生じさせるように中高木を植樹することが望ましい。